

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	43 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	34 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	13 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年10月から6年3月まで  
② 平成9年5月

申立期間①については、平成4年10月ごろに母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も姉と二人分を納付していたのに未納となっていることは納得できない。

申立期間②については、平成9年4月末に会社を退職し、夫の被扶養者となるまでの1か月分の国民年金保険料を市役所で約1万円を納付したので、未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、厚生年金保険との切替手続を適切に行い、平成16年3月及び19年3月の1か月分の国民年金保険料についても漏れ無く納付しているなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、A市が保管する国民年金被保険者名簿において、平成10年4月7日に国民年金の再加入手続を行い、申立期間②は、さかのぼって国民年金第1号被保険者となっていることが確認できる上、この手続が行われた時点において、申立期間の国民年金保険料は、同市役所で現年度納付が可能であることから、申立人は、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、申立人の母親が、平成4年10月

ごろに国民年金の加入手続を行い、申立人の姉と二人分の国民年金保険料を納付していたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号の資格取得状況から申立人の姉と連番で6年10月から7年1月ごろまでの間に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点で、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、申立人及び申立人の母親からは、さかのぼって納付したとの主張も無い上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の姉についても、申立期間は未納である。

また、申立人の母親若しくは申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から52年12月まで

私は、昭和41年4月ごろA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書により郵便局で納めていた。また、53年5月の婚姻後、妻が私の保険料をまとめて納付したこともあるため、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年10月から同年12月までについて、申立人は、婚姻後、申立人の妻が、申立人の国民年金保険料をまとめて納付したこともあるとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、55年1月にC県D市で払い出されていることが確認でき、同市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿に、同年同月10日に国民年金の新規資格取得届を受け付けた記載が有ることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点において、当該期間は、過年度保険料として納付が可能である上、当該期間直後の53年1月から54年3月までの保険料を、55年1月16日に過年度納付していることが、社会保険事務所が保管している特殊台帳で確認できることから、申立人の妻は、この納付に併せ当該期間の保険料についても納付したとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和41年4月から52年9月までについて、申立人は、41年4月ごろA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、毎月郵

便局で国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 55 年 1 月に C 県 D 市であること、及び 51 年 3 月以前の A 市における国民年金保険料の収納方法は、国民年金手帳に印紙を貼付し検認印を押印する方法であったことから、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和 55 年 1 月の時点では、当該期間の国民年金保険料は、既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには、特例納付によることとなるが、申立人からは特例納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から60年3月まで  
母親から、私を含め子供3人は、いずれも20歳より国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと聞いている。  
私の姉や兄は20歳から納付しているので、未納は納得できない。調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和59年1月から60年3月までについては、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、61年3月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人の母親は、申立人の国民年金加入手続を行ったものと推認され、当時、A市では、国民年金の加入を受け付けた際、現年度保険料を収納の上、納付可能な2年間の過年度保険料を納付するよう勧奨し、納付書を発行していたことが確認できることから、勧奨を受けた申立人の母親は、納付書により当該期間の保険料を納付したとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和56年1月から58年12月までについては、以下の点からみて、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付しなかったものとみるのが相当である。

- i) 昭和56年1月から58年3月までについては、申立人は学生であり、国民年金の任意加入を行っていないことから未加入期間である

こと。

- ii) A市の保管するマイクロフィッシュ（納付管理記録）では、申立人は被保険者として登載されていないこと。
- iii) 昭和58年4月から同年12月までについては、申立人が国民年金に加入した時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではないこと。

また、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前を含め氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月及び同年5月

私は、会社を退職後、職探しをしていた間、両親が国民年金に加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていたと母親から聞いており、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年4月に払い出されていることが確認でき、このころに申立人の国民年金加入手続きが行われたものと推認される。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料をすべて納付済みである。

さらに、A市（当時は、B町）が保管する被保険者名簿には昭和43年6月20日に同年4月及び同年5月の現年度保険料を収納した記録が有るが、この時点では、申立人は厚生年金保険の被保険者であったため、国民年金保険料を納付できない期間であり、行政側の記録管理が適切に行われなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は市役所職員に勤められて、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は集金人に納付した記憶があるので、未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、60歳に到達するまで国民年金保険料を完納していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、元夫と連番で昭和38年11月に払い出されており、この時点では、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、A市では、保険料未納期間が有れば、さかのぼって納付することが可能な2年度分の過年度保険料について、納付書を作成し、納付勧奨を行うのが通例であった上、申立人は、昭和37年度については、過年度納付していることが確認できることから、この過年度納付と併せて、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

国民年金は、昭和36年8月ごろ自宅で加入勧奨され、姉が私と姉分の加入手続を行った。国民年金保険料については、亡くなった母親が集金人に支払っていた。昭和36年度についても納付しているはずなので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人姉弟は国民年金制度発足後、速やかに国民年金に加入し、申立期間を除き未納は無く、申立人姉弟の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人姉弟の国民年金手帳記号番号は、昭和36年8月に連番で払い出されており、申立人姉弟は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、当時は、厚生省（当時）の通達に基づき、市町村において過年度の国民年金保険料を徴収することが可能とされていた時期であり、A市でも過年度保険料を納付するよう勧奨していたことが確認できることから、申立期間の保険料を申立人の母親が納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

国民年金は、昭和36年8月ごろ自宅で加入勧奨され、私が私と弟分の加入手続を行った。国民年金保険料については、亡くなった母親が集金人に支払っていた。昭和36年度についても納付しているはずなので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人姉弟は国民年金制度発足後、速やかに国民年金に加入し、申立期間を除き未納は無く、申立人姉弟の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人姉弟の国民年金手帳記号番号は、昭和36年8月に連番で払い出されており、申立人姉弟は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、当時は、厚生省（当時）の通達に基づき、市町村において過年度の国民年金保険料を徴収することが可能とされていた時期であり、A市でも過年度保険料を納付するよう勧奨していたことが確認できることから、申立期間の保険料を申立人の母親が納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たち夫婦の国民年金については、昭和36年初めごろ区役所の人が訪ねて来て説得され、両親と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料は、集金人に納付し、国民年金手帳に受領印を押してもらっていた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人夫婦は国民年金保険料を昭和37年4月以降60歳まですべて納付し、付加保険にも10余年加入し、国民年金基金発足後いち早く当該基金に加入するなど、申立人夫婦の保険料納付意欲は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年10月に申立人の義母と連番で払い出されていることが確認でき、このころに申立人夫婦は国民年金に加入したものと推認でき、申立期間は、37年4月に発出された厚生省(当時)の通達により、38年6月までは市町村で過年度保険料の収納ができるとされていた時期であり、A市でも過年度保険料を納付するよう勧奨していたことが確認されている上、申立人夫婦は、37年4月からの保険料を納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

さらに、申立人の義母は申立期間を含めて60歳まで保険料をすべて納付

していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たち夫婦の国民年金については、昭和36年初めごろ区役所の人が訪ねて来て説得され、両親と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料は、集金人に納付し、国民年金手帳に受領印を押してもらっていた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人夫婦は国民年金保険料を昭和37年4月以降60歳まですべて納付し、付加保険にも10余年加入し、国民年金基金発足後いち早く当該基金に加入するなど、申立人夫婦の保険料納付意欲は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和36年10月に申立人の母親と連番で払い出されていることが確認でき、このころに申立人夫婦は国民年金に加入したものと推認でき、申立期間は、37年4月に発出された厚生省(当時)の通達により、38年6月までは市町村で過年度保険料の収納ができるとされていた時期であり、A市でも過年度保険料を納付するよう勧奨していたことが確認されている上、申立人夫婦は、37年4月からの保険料を納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

さらに、申立人の母親は申立期間を含めて60歳まで保険料をすべて納付

していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は16万2,000円、同年12月9日は26万5,000円、18年6月30日は24万3,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を16万円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を26万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人



に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を16万円、同年12月9日支給分を26万円、18年6月30日支給分を24万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は16万2,000円、同年12月9日は26万5,000円、18年6月30日は12万2,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を16万円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を26万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を12万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①及び②において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除され、申立期間③においては育児休業期間中につき、厚生年金保険料が免除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人に平成17年6月30日及び同年12月9日に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、当該期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を16万円、同年12月9日支給分を26万円とすることが妥当である。

なお、平成17年6月30日支給分及び同年12月9日支給分賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③については、社会保険庁の記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料免除の届出を行ったことが確認でき、当該届出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行なわれないこととされている。

また、事業主は申立期間③に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2に基づき、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間③に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳の記録から、12万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は16万2,000円、同年12月9日は26万5,000円、18年6月30日は24万3,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を16万円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を26万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成 17 年 6 月 30 日、同年 12 月 9 日及び 18 年 6 月 30 日に合計 3 回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成 17 年 6 月 30 日支給分を 16 万円、同年 12 月 9 日支給分を 26 万円、18 年 6 月 30 日支給分を 24 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 23 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は16万2,000円、同年12月9日は26万5,000円、18年6月30日は24万3,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を16万円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を26万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を16万円、同年12月9日支給分を26万円、18年6月30日支給分を24万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は16万2,000円、同年12月9日は26万5,000円、18年6月30日は24万3,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を16万円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を26万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人



に平成 17 年 6 月 30 日、同年 12 月 9 日及び 18 年 6 月 30 日に合計 3 回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成 17 年 6 月 30 日支給分を 16 万円、同年 12 月 9 日支給分を 26 万円、18 年 6 月 30 日支給分を 24 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 23 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は16万2,000円、同年12月9日は26万5,000円、18年6月30日は12万2,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を16万円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を26万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を12万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①及び②において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除され、申立期間③においては育児休業期間中につき、厚生年金保険料が免除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後には賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人に平成17年6月30日及び同年12月9日に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、当該期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を16万円、同年12月9日支給分を26万円とすることが妥当である。

なお、平成17年6月30日支給分及び同年12月9日支給分賞与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③については、社会保険庁の記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料免除の届出を行ったことが確認でき、当該届出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行なわれないこととされている。

また、事業主は申立期間③に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に提出したことが確認できるが、同法第81条の2に基づき、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間③に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳の記録から、12万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は11万9,000円、同年12月9日は19万4,000円、18年6月30日は17万8,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を11万8,000円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を19万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を17万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を11万8,000円、同年12月9日支給分を19万円、18年6月30日支給分を17万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は11万9,000円、同年12月9日は19万4,000円、18年6月30日は17万8,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を11万8,000円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を19万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を17万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を11万8,000円、同年12月9日支給分を19万円、18年6月30日支給分を17万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は11万9,000円、同年12月9日は19万4,000円、18年6月30日は17万8,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を11万8,000円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を19万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を17万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人



に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を11万8,000円、同年12月9日支給分を19万円、18年6月30日支給分を17万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は7万5,000円、同年12月9日は19万4,000円、18年6月30日は17万8,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を7万5,000円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を19万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を17万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を7万5,000円、同年12月9日支給分を19万円、18年6月30日支給分を17万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年12月9日は12万円、18年6月30日は16万5,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年12月9日の標準賞与額に係る記録を11万8,000円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を16万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日  
② 平成18年6月30日

申立期間①及び②において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人に平成17年12月9日及び18年6月30日に合計2回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成 17 年 12 月 9 日支給分を 11 万 8,000 円、18 年 6 月 30 日支給分を 16 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 23 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は13万円、同年12月9日は21万2,000円、18年6月30日は19万4,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を13万円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を21万2,000円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を19万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を13万円、同年12月9日支給分を21万2,000円、18年6月30日支給分を19万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は10万8,000円、同年12月9日は17万6,000円、18年6月30日は16万1,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を10万8,000円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を17万6,000円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を16万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人



に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を10万8,000円、同年12月9日支給分を17万6,000円、18年6月30日支給分を16万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は10万8,000円、同年12月9日は17万6,000円、18年6月30日は16万1,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を10万8,000円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を17万6,000円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を16万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を10万8,000円、同年12月9日支給分を17万6,000円、18年6月30日支給分を16万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は10万8,000円、同年12月9日は17万6,000円、18年6月30日は16万1,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を10万8,000円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を17万6,000円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を16万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を10万8,000円、同年12月9日支給分を17万6,000円、18年6月30日支給分を16万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は8万円、同年12月9日は13万円、18年6月30日は11万9,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を8万円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を13万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を11万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を8万円、同年12月9日支給分を13万円、18年6月30日支給分を11万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は11万円、同年12月9日は18万円、18年6月30日は16万5,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を11万円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を18万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を16万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人



に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を11万円、同年12月9日支給分を18万円、18年6月30日支給分を16万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は11万円、同年12月9日は18万円、18年6月30日は16万5,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を11万円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を18万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を16万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を11万円、同年12月9日支給分を18万円、18年6月30日支給分を16万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は13万9,000円、同年12月9日は22万8,000円、18年6月30日は20万9,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を13万9,000円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を22万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を20万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を13万9,000円、同年12月9日支給分を22万円、18年6月30日支給分を20万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は13万9,000円、同年12月9日は22万8,000円、18年6月30日は20万9,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を13万9,000円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を22万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を20万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を13万9,000円、同年12月9日支給分を22万円、18年6月30日支給分を20万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は13万9,000円、同年12月9日は22万8,000円、18年6月30日は20万9,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を13万9,000円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を22万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を20万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人



に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を13万9,000円、同年12月9日支給分を22万円、18年6月30日支給分を20万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は13万9,000円、同年12月9日は22万8,000円、18年6月30日は20万9,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を13万9,000円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を22万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を20万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を13万9,000円、同年12月9日支給分を22万円、18年6月30日支給分を20万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は16万2,000円、同年12月9日は26万5,000円、18年6月30日は24万3,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を16万円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を26万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を16万円、同年12月9日支給分を26万円、18年6月30日支給分を24万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は16万2,000円、同年12月9日は26万5,000円、18年6月30日は24万3,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を16万円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を26万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成 17 年 6 月 30 日、同年 12 月 9 日及び 18 年 6 月 30 日に合計 3 回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成 17 年 6 月 30 日支給分を 16 万円、同年 12 月 9 日支給分を 26 万円、18 年 6 月 30 日支給分を 24 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 23 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は7万4,000円、同年12月9日は12万2,000円、18年6月30日は11万2,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を7万4,000円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を12万2,000円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を11万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人



に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を7万4,000円、同年12月9日支給分を12万2,000円、18年6月30日支給分を11万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は14万4,000円、同年12月9日は23万5,000円、18年6月30日は21万5,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を14万2,000円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を23万5,000円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を21万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成 17 年 6 月 30 日、同年 12 月 9 日及び 18 年 6 月 30 日に合計 3 回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成 17 年 6 月 30 日支給分を 14 万 2,000 円、同年 12 月 9 日支給分を 23 万 5,000 円、18 年 6 月 30 日支給分を 21 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 23 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は8万円、同年12月9日は13万円、18年6月30日は11万9,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を8万円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を13万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を11万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を8万円、同年12月9日支給分を13万円、18年6月30日支給分を11万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は54万4,000円、同年12月9日は38万9,000円、18年6月30日は53万1,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を53万円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を38万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を53万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を53万円、同年12月9日支給分を38万円、18年6月30日支給分を53万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は11万円、同年12月9日は18万円、18年6月30日は16万5,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を11万円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を18万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を16万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人



に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を11万円、同年12月9日支給分を18万円、18年6月30日支給分を16万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は11万9,000円、同年12月9日は19万4,000円、18年6月30日は17万8,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における17年6月30日の標準賞与額に係る記録を11万8,000円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を19万円、18年6月30日の標準賞与額に係る記録を17万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日  
③ 平成18年6月30日

申立期間①、②及び③において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人

に平成17年6月30日、同年12月9日及び18年6月30日に合計3回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を11万8,000円、同年12月9日支給分を19万円、18年6月30日支給分を17万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に平成17年6月30日は11万9,000円、同年12月9日は19万4,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における平成17年6月30日の標準賞与額に係る記録を11万8,000円、同年12月9日の標準賞与額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年12月9日

申立期間①及び②において、A病院勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人に平成17年6月30日及び同年12月9日に合計2回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、平成17年6月30日支給分を11万8,000円、同年12月9日支給分を19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月23日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に16万2,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における標準賞与額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

A病院勤務中に支給された平成17年6月30日支給の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人に平成17年6月30日に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 23 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に15万4,000円と記録されているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA病院における標準賞与額に係る記録を15万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日

A病院勤務中に支給された平成18年6月30日支給の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、厚生年金が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る賃金台帳の記録及びB市の人事担当者の供述から、申立人に平成18年6月30日に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の記録から、15万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事



業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 3 月 23 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に10万円と記録され、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所に行っていたことが認められることから、当該記録を取り消し、平成15年12月12日支給分の標準賞与額を10万円にすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

株式会社Aにおいて、平成15年12月12日に賞与の支給があり、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、社会保険庁の記録に標準賞与額が記載されていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの保管している平成15年12月12日付の賞与支払いに係る賞与統計表（賃金台帳）から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該事業所は、上記の申立人を含む8人の賞与支払届（届出用紙1枚に8人分記載）をB厚生年金基金を通じて社会保険事務所へ行っており、当該基金の保管する文書返戻整理簿及び社会保険庁の賞与支払届の処理日の記録から、当該基金が社会保険事務所に対して、平成15年12月12日支給分の賞与支払届を回送していることが確認できるが、事業所の保管するB厚生年金基金の標準賞与額決定通知書によると、賞与を支払った8人の厚生年金保険被保険者の中に申立人の氏名が確認できるが、社会保険事務所からの標準賞与額決定通知書には申立人の氏名だけが記載されていない。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張する平成 15 年 12 月 12 日の賞与に係る届出を事業主が社会保険事務所に行っていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、株式会社 A の上記賞与統計表（賃金台帳）及び上記基金の標準賞与決定通知書から、10 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から8年3月までの期間、9年4月から10年3月までの期間及び11年4月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から8年3月まで  
② 平成9年4月から10年3月まで  
③ 平成11年4月から17年3月まで

私は、今まで国民年金保険料の免除申請書を書いた覚えはなく、区役所からの電話のやり取りだけで昭和58年8月から平成2年3月までの期間等は、免除が承認されている。

申請免除したことが無いのに国民年金保険料の免除が承認されているのだから、申立期間についても保険料の免除を承認すべきである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③のいずれの期間についても国民年金保険料の免除申請の手続を行った覚えはないが、昭和58年8月から平成2年3月まで区役所からの電話連絡のみで申請免除の取り扱いとなっていたので引き続き申請免除されているはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料の免除申請は、毎年度、申請者が市町村長を経由して国民年金保険料免除申請書を都道府県知事に提出する手続を経て承認されるものであることから、電話により免除承認されていたとする申立内容は不自然である。

また、申立期間①、②及び③のうちのA市が国民年金保険料の収納事務を行っていた平成14年3月までの期間について、申立人は、同市が保険料の納付状況を記載している国民年金収滞納リストにおいて、保険料が免除

されていた旨の記載は無く、これらは社会保険庁のオンライン記録とも一致し、免除申請の的行われなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立期間①について、前後の期間は、申立人の元妻も国民年金保険料は免除されているものの、この元妻についても申立期間は保険料が未納となっており、ほかに申立人が申立期間①、②及び③の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から48年3月まで

私たち夫婦は、昭和45年8月にA町でスポーツ店を始め、役場で国民年金の加入手続を行い、保険料については、役場や銀行で納めてきた。領収書等の証拠となるものは残していないが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和45年8月ごろ、役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、役場や銀行で納めていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は49年10月に払い出されていることが確認できることから、申立人夫婦は、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人夫婦が国民年金に加入したと推認される上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から48年3月まで

私たち夫婦は、昭和45年8月にA町でスポーツ店を始め、役場で国民年金の加入手続を行い、保険料については、役場や銀行で納めてきた。領収書等の証拠となるものは残していないが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和45年8月ごろ、役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、役場や銀行で納めていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は49年10月に払い出されていることが確認できることから、申立人夫婦は、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人夫婦が国民年金に加入したと推認される上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない時期であり、申立期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月までの期間及び平成 5 年 6 月から 10 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月まで  
② 平成 5 年 6 月から 10 年 5 月まで

昭和 61 年 3 月に、私たち夫婦が A 社会保険事務所に「厚生年金保険被保険者に関する資格期間回答書」を持って相談に行くと、B 区役所に行くよう言われ、月末ごろに同区役所に行った。同区役所の 2 階で年配の人から、「二人分 155 万 4,000 円をまとめて払い、残りは翌月より 60 歳まで保険料を支払うと年金を満額もらえますよ。」と言われて、後日、同区役所の 2 階で申立期間①及び②の二人分の国民年金保険料、155 万 4,000 円を支払った。そして、同年 4 月より 60 歳まで定額保険料を納付し続けたのにまとめて払った分は年金に反映されていない。同区の役人にだまし取られたので、利息を付けて即刻返還するか、一括で支払った分を年金に即刻反映してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人夫婦は、C 市 B 区の職員に申立期間①及び②の国民年金保険料として、申立人夫婦二人分 155 万 4,000 円を一括納付したと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 5 月に払い出されており、申立人夫婦は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間①の保険料の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によること



となるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立期間②について、申立人夫婦は、昭和 61 年 3 月ごろ、申立期間①の国民年金保険料と一緒に、一括して保険料を納付したと主張している。しかしながら、申立期間②の保険料を納付するには、申立人夫婦それぞれが 60 歳に到達してから高齢任意加入の申出を行って初めて納付できるものである上、上記の時点では、保険料額は未定であることから、申立期間②の保険料を先払いすることは、制度上できないものである。

さらに、申立人夫婦が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの期間及び平成8年10月から13年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から61年3月まで  
② 平成8年10月から13年9月まで

昭和61年3月に、私たち夫婦がA社会保険事務所に「厚生年金保険被保険者に関する資格期間回答書」を持って相談に行くと、B区役所に行くよう言われ、月末ごろに同区役所に行った。同区役所の2階で年配の人から、「二人分155万4,000円をまとめて払い、残りは翌月より60歳まで保険料を支払うと年金を満額もらえますよ。」と言われて、後日、同区役所の2階で申立期間①及び②の二人分の国民年金保険料、155万4,000円を支払った。そして、同年4月より60歳まで定額保険料を納付し続けたのにまとめて払った分は年金に反映されていない。同区の役人にだまし取られたので、利息を付けて即刻返還するか、一括で支払った分を年金に即刻反映してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人夫婦は、C市B区の職員に申立期間①及び②の国民年金保険料として、申立人夫婦二人分155万4,000円を一括納付したと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月に払い出されており、申立人夫婦は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間①の保険料の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によること

となるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立期間②について、申立人夫婦は、昭和 61 年 3 月ごろ、申立期間①の国民年金保険料と一緒に、一括して保険料を納付したと主張している。しかしながら、申立期間②の保険料を納付するには、申立人夫婦それぞれが 60 歳に到達してから高齢任意加入の申出を行って初めて納付できるものである上、上記の時点では、保険料額は未定であることから、申立期間②の保険料を先払いすることは、制度上できないものである。

さらに、申立人夫婦が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年5月まで

私の夫は、A病院の勤務医となり、経済的に余裕もできたので、昭和49年4月ごろ国民年金に加入して申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと記憶している。納付の記録が無いことは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和49年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は52年8月に任意の資格で払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳においても、初めて被保険者となった日は同年6月1日と記載されていることから、申立期間は国民年金に加入しておらず、保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人の夫若しくは申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から61年3月まで

私は、社会保険事務所に対し、国民年金保険料納付記録の照会申出を行ったところ、「昭和56年12月24日付けで任意加入喪失届が提出された記録が残っておりました。」との回答であった。しかし、当時は子供も幼く、喪失届を出すために役所に出向く時間も無かったので引き続き納付していたはずである。納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、任意加入の喪失届を提出した記憶はないと主張しているが、国民年金の加入状況、保険料収納状況等を記録しているA市の国民年金収滞納リストでは、昭和56年12月24日付けで申立人は国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、このことは申立人が所持している年金手帳及び社会保険事務所が保管している特殊台帳の記載とも一致している。

また、申立人が国民年金被保険者資格を喪失後、昭和61年4月1日に第3号被保険者資格を取得するまで、国民年金に再加入した形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事

情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで

当時、私は学生で、平成4年9月から5年3月までの国民年金保険料は、父親が保険料免除申請を行い全額免除となった。平成5年度及び6年度の保険料についても、免除申請を行ったが、却下され、平成6年3月と7年3月に女性が自宅に「滞納している保険料を支払って下さい。」と集金に来たので、母親が姉の保険料と一緒に1年分ずつまとめて納付した。未納とされているのは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が申立人の姉の保険料と一緒に、平成6年3月及び7年3月に集金人にそれぞれ1年分ずつまとめて納付したと主張している。しかしながら、A市が保管している国民年金保険料検認一覧表において、申立期間は未納であることが確認でき、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致している上、申立期間の保険料と一緒に納付したとする申立人の姉も、同様に未納であることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人若しくは申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 京都国民年金 事案 1231 (事案 141 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで (納付済みの 2 か月を除く 58 か月) の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで  
(納付済みの 2 か月を除く 58 か月)

私は、第三者委員会より訂正不要の通知を受けた後、申立期間を含め未納期間の国民年金保険料を特例納付したのは、A 社会保険事務所ではなく、B 社会保険事務所であったことを思い出したので、改めて調査してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間は申請免除期間であり、追納が可能な期間の 10 年を経過した免除期間について、さかのぼって特例納付することはできなかったものと考えられること、ii) 申立人は、国民年金の加入手続等を A 社会保険事務所で行ったと主張しているが、加入手続は市区町村で行う必要があるとともに、当時の A 社会保険事務所では国民年金業務を行っていなかったことが確認されており、その主張には不合理な点があることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 4 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、再申立てにおいて、申立人は、昭和 55 年 1 月に特例納付を行ったのは A 社会保険事務所ではなく、B 社会保険事務所であったとしている。しかしながら、当時、C 市内の国民年金業務は、D 社会保険事務所が管轄しており、B 社会保険事務所に限らず、他の社会保険事務所においては国民年金業務を行っていなかったことが確認できる。

また、今回の再申立てを受けて、申立期間に係る申立人の国民年金加入状況等を改めて調査したところ、社会保険事務所が保管している特殊台帳により、昭和36年度及び37年度は、国民年金保険料がそれぞれ11か月分、38年度から40年度までについては、すべて免除されていることが確認でき、免除期間の保険料については、10年以内の期間に限り、追納することができることとされており、申立人が納付したとする昭和55年1月時点で、申立期間の免除保険料は、既に追納することができなかったものと考えられ、当時実施されていた第3回目の特例納付においても、免除保険料については、特例納付の対象とされていなかったことが確認できることから、再申立ての内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め難く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から50年3月まで

昭和45年9月に会社を退職した際に、母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれており、同居の母親の年金記録はすべて納付済みであることから、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した際の昭和45年9月に申立人の母親が、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、50年9月に払い出されており、このころに加入手続きを行ったものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付により納付することとなるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人若しくは申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月 16 日から 50 年 1 月 27 日まで  
② 昭和 50 年 3 月 29 日から同年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 51 年 5 月 1 日から同年 12 月 24 日まで  
④ 昭和 52 年 8 月 25 日から同年 11 月 1 日まで

私は、申立期間①においてA株式会社、申立期間②においてB株式会社、申立期間③においてC製作所、申立期間④において株式会社Dに勤務していたが、いずれの事業所においても厚生年金保険被保険者記録が無いので、この申立ての4つの事業所について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立期間①について、複数の元従業員から申立人の氏名を記憶している旨の供述が得られたことから、申立人が、期間の特定はできないもののA株式会社に勤務をしていたことは推認できるが、法人登記簿によると、申立人が勤務していたとする A株式会社は、平成 14 年 9 月 20 日に破産宣告を受けており、同社元代表取締役及び元取締役に申立てに係る事実について照会したものの、回答は無く、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立期間に勤務していた複数の元従業員は、「当時は試用期間があり、申立人は、厚生年金保険被保険者になる前に退職したのではないか。」と供述をしていることから、申立人が入社後直ちに厚生年金保険に加入していた事実は確認できない。

B株式会社に係る申立期間②について、元従業員から申立人の氏名を記憶し

ている旨の供述が得られたことから、申立人が、期間の特定はできないもののB株式会社に勤務していたことは推認できるが、B株式会社に申立てに係る事実について照会したところ、同社総務担当者は、当時の資料は保管しておらず申立内容を確認できる記録や資料は無く、申立期間に在籍していた同社役員に聞いたものの、申立人の名前には記憶がないとしており、申立ての事実については不明である旨の回答であった。

また、当時の申立人を記憶していた元従業員は、「申立期間当時に社会保険に加入した直後に退職する事例が続いたため、3か月から4か月の試用期間を設けていた。申立人の氏名は記憶しているが被保険者になっていなかった可能性が高いと思う。」と供述していることから、申立人が入社後直ちに厚生年金保険に加入していた事実は確認できない。

C製作所（現在は株式会社E）に係る申立期間③について、同社代表取締役から申立人の氏名は記憶している旨の供述が得られたことから申立人が、期間の特定はできないもののC製作所に勤務していたことは推認できるが、同社代表取締役は「申立期間当時の資料は現存しないが、申立人は臨時雇用又は試用期間のため、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

また、申立期間当時に在籍していた5人の元従業員に申立てに係る事実について照会を行ったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の当時の情報を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

株式会社Dに係る申立期間④について、法人登記簿によると、申立人が勤務していたとする株式会社Dは、平成21年3月16日に破産手続開始決定を受けており、同社元代表取締役及び同社破産管財人に、申立てに係る事実について照会したものの、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立期間当時に在籍していた4人の元従業員に申立てに係る事実について照会を行ったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の情報を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

申立期間①、②、③、及び④について、申立人はそれぞれの申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない上、申立人は、それぞれの申立期間に係る事業所における上司や同僚の氏名を記憶していない。

また、社会保険事務所のA株式会社、B株式会社、C製作所及び株式会社Dに係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無く、健康

保険の番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、雇用保険の記録によると、すべての申立期間において、申立人が雇用保険の被保険者であった事実は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年1月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について未加入になっていることが分かった。申立期間については株式会社Aに勤務しており、当該期間が未加入になっていることは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張する株式会社Aに照会したところ、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されていないことから、当時の雇用形態にどのようなものがあり、厚生年金保険への加入基準がどの様になっていたか不明である旨を回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認ができない。

また、申立人は、同僚について姓のみしか記憶していないことから、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは特定できなかった。当該事業所で申立期間当時、勤務していた複数の元従業員に照会したものの、申立人について明確な情報を得ることはできなかったが、複数の者から同社においては入社から2か月から3月間程度、試用期間があったとの回答を得た。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番もみられないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 1 日から 8 年 8 月 31 日まで

私は、有限会社Aにおいて、専務取締役として勤務していた平成 2 年 3 月から 8 年 8 月 31 日まで給与が 65 万円であったにもかかわらず、社会保険事務所の記録によると、2 年 12 月から 7 年 12 月に係る標準報酬月額が 36 万円、8 年 1 月から同年 8 月まで 9 万 2,000 円となっており、その間、65 万円の給料に該当する標準報酬月額に基づき厚生年金保険料を差し引かれていたので、調査の上、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の有限会社Aに係る標準報酬月額については、平成 2 年 12 月から 8 年 8 月までの期間は 36 万円と記録されていることが確認できる。これについて、同社の事業主に照会したところ、当該事業所は、「登記簿上現存しているが、10 年前に廃業しているため申立内容を確認できる関係書類は一切残っていないが、申立期間の標準報酬月額を変更したのは月額の給与を低くすることで社会保険料を減額するためであり、設立時のメンバーのみ給与を抑え、保険料を削減したが、差額は現金で支払っており、これについては役員であった申立人と協議していた。」と供述をしている。

また、申立人が所持していた平成 6 年分給与所得の源泉徴収票によると、給与の総支払額が月額 65 万円位であったとする申立人の主張とおおむね一致する給与額が記載されているが、同年分の 1 年間の社会保険料控除額は 49 万 920 円と記載されており、社会保険庁の記録による標準報酬月額である 36 万円に

基づき算定した健康保険料・厚生年金保険料とおおむね一致していることから、申立人の主張する給与の額に基づいた標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることは確認できない。

さらに、当該事業所の商業登記簿から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できるほか、当該事業所に係る社会保険料の滞納について、社会保険事務所と自らが協議を行ったと述べていることから、申立人は、当時の当該事業所における厚生年金保険料の支払い等について、直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認され、申立期間における標準報酬月額の減額について、役員であったものの知らなかったと主張していることをそのまま肯定することはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は取締役として、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 4 日から 42 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 48 年 10 月 11 日から同年 12 月 1 日まで

ねんきん特別便が来たので記録を確認したところ、船員手帳に記載されている雇用期間と船員保険の被保険者期間が違っているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記録から、申立人が申立期間①においてはA氏の所有するB丸で、申立期間②においてはC氏の所有するD丸で雇入れされていたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A氏の所有する船舶については昭和 42 年 9 月 1 日より、C氏の所有する船舶については昭和 48 年 12 月 1 日より船員保険が適用されており、申立期間当時は船員保険の適用の手続が行われていないことが確認できる。

また、上記の船舶所有者は二人とも既に死亡しているため、両人の妻に照会したところ、申立人のことは記憶しているが、勤務期間については記憶しておらず、給料計算や船員保険手続は夫がしていたため、申立内容については不明である旨の回答があり、船員保険の加入状況や保険料の控除等については確認できない。

さらに、社会保険事務所のA氏に係る船舶所有者別被保険者名簿によると、被保険者は申立人のみであり、C氏に係る船舶所有者別被保険者名簿によると、申立人以外の被保険者が1人記録されているが、社会保険庁の記録

によると、当該被保険者は既に死亡しており、申立てに係る事実について、供述を得ることはできない。

加えて、上記2つの名簿の事務担当者氏名欄に、それぞれ「E組合」、「F組合」と記載されていることから、両組合について調査したところ、E組合は昭和48年10月1日に適用事業所でなくなっており、申立期間に従業員であった者のうち、所在が確認できた2人に照会したが、申立人の勤務期間及び船員保険の手続を組合で行っていたかどうかは不明である旨の回答があり、F組合については存在が確認できなかった。

ちなみに、上記2組合についてG連合会に問い合わせたところ、上記2組合については不明であるが、「H組合」という組織では船舶所有者に代わって船員保険の手続等の業務は行っておらず、「I組合」とは何社かが集まってつくる組織で、直接H組合とは関係ないものの、そのとりまとめについては、地元のH組合が行っているが、J県のH組合はかなり前になくなっているため、現在照会できる先は無い旨の回答があった。

なお、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において設けられている雇入契約の公認制度によるものであり、公認を行うのは地方運輸局等であるため、K運輸局L運輸支局（当時はM海運局N支局）の船員担当者に問い合わせたところ、申立期間当時海運局では、公認の際に船員が船員保険に加入しているかどうかは確認していなかったとのことであり、船員手帳に記載されている雇入年月日及び雇止年月日は、船員保険の被保険者期間と一致するわけではない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月から 22 年 5 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A 農業協同組合での加入期間が昭和 22 年 6 月 1 日からになっていることがわかった。同組合には、軍隊復員後、21 年 1 月から勤務していた記憶があり、22 年 5 月までが未加入期間になっていることは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人は申立期間において、A 農業協同組合で勤務していたことは推認できる。

しかし、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険番号が\*番から\*番までの被保険者については、昭和 22 年 6 月 1 日に資格を取得していることから判断すると、同事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、同日であることが推認でき、申立期間において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

ちなみに、申立人が、自身が就職した昭和 21 年 1 月以前から勤務していたとしている 2 人についても、上記名簿によると、申立人と同じ 22 年 6 月 1 日に資格を取得しており、同事業所において、同日以前に資格を取得している者はいない。

また、A 農業協同組合を継承している B 農業協同組合に照会したところ、同事業所は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除の有無について不明である旨の回答をしており、申立てに係る事実につ

いて確認することはできない。

さらに、申立人が記憶している同僚2人及び当時勤務していた従業員のうち所在が確認できた2人に対し照会を行ったが、申立期間において、厚生年金保険料が控除されていた事実の有無を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 11 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 15 年から 19 年 10 月に出征するまで A 株式会社に勤務していたが、18 年 11 月 1 日から 19 年 10 月 1 日までの厚生年金保険加入記録が無い。私は、出征するまで継続して勤務しており、空白が生じることは考えられないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述から、申立人が申立期間において A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

一方、A 株式会社は、申立人について昭和 17 年 6 月 1 日を被保険者資格取得日、18 年 11 月 1 日を被保険者資格喪失日とし、厚生年金保険法の施行日である 19 年 6 月 1 日を被保険者資格取得日とする人事記録を保管しており、これらの記録については、社会保険事務所の当該事業所に係る被保険者名簿の記載と一致している。

また、申立期間については、労働者年金保険制度の実施時期であり、当該制度においては、被保険者の対象として女子や男子事務系職員は対象外とされ、工場や鉱山等の現場で勤務する男子労働者が対象とされていた。その後、女子及び一般職の男子に適用される厚生年金保険法が公布（昭和 19 年 2 月 16 日）され、同年 10 月から保険料の徴収が開始された。申立人については「養成工として勤務した後に、机の上の仕事である船の設計業務に就いた。」としていることから、設計業務に従事した時点からは、労働者年金制度の被保険者の対象とならなかったものと推認できる。

さらに、同僚に照会したところ「私は昭和19年1月に入社し、研修を経て同年3月からは技手補として、申立人と同じ職場で勤務していた。」と述べており、当該同僚は昭和19年6月にA株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当時当該事業所では、工場労働者以外の従業員については、労働者年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、厚生年金保険法の施行日である昭和19年6月1日を被保険者資格取得日とする人事記録については、標準報酬月額が記載されていないことから、厚生年金保険料の徴収が開始された同年10月1日よりも以前の期間である同年6月1日から9月30日までの期間について、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月21日から同年7月31日まで

A株式会社が昭和23年2月21日にB公団C支部D部へ組織改編されたが、私は申立期間において継続してB公団C支部D部に勤務していた。また、同支部E部は同年2月から厚生年金保険に加入しているようである。D部はE部と同様に生活必需品として配給業務を行っていたので、空白期間を厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社及びB公団C支部D部に当時勤務していた複数の同僚の供述により、申立人が申立期間においてB公団C支部D部に勤務していたことは推認できるが、A株式会社はB公団の成立に伴い昭和23年2月21日付けで閉鎖され、B公団C支部も26年12月1日付けで廃止されており、当時の役員も死亡又は所在不明であるため、申立人に係る勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、A株式会社における厚生年金保険被保険者は昭和23年2月21日付けで全員が資格喪失しており、同社が組織改編されたB公団C支部D部（昭和23年3月4日に設立）が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は同年8月1日であることから、申立期間においてB公団C支部D部が適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、申立期間においてA株式会社からB公団C支部D部へ異動したとみられる同僚17人全員についても、申立期間における厚生年金保険の加

入記録が認められないが、上記 17 人のうち所在が判明した同僚に照会しても、当時、申立人又は同僚の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認するための資料及び供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が B 公団 C 支部の D 部は E 部と同様に生活必需品として配給業務を行っていたので、同支部 E 部の従業員が厚生年金保険の加入記録がある期間については同支部 D 部の従業員についても厚生年金保険被保険者であったことを認めるべきである旨主張しているが、同支部 E 部における厚生年金保険の新規適用事業所となった日は同支部 D 部と異なり昭和 23 年 3 月 1 日となっている上、同支部 E 部の元従業員に照会したところ、E 部と D 部は事業所の所在地及び会計担当者も別々であったと回答しているため、申立期間当時 D 部と E 部は別々の事業所として存在していたことが推認でき、申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月1日から同年3月10日まで  
自分が保管している厚生年金保険被保険者証では、資格取得日が昭和24年1月1日と記載されているのに、社会保険庁の記録では同年3月10日が厚生年金保険被保険者の資格取得日とされているので、この点について調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証を確認したところ、資格取得年月日欄には昭和24年1月1日（株式会社AのB営業所における資格取得年月日）と記載されていたが、同被保険者証の一部（資格取得年月日欄のうちの月を示す数字）については、一旦記載された文字が抹消され、その後\*と記載された形跡が認められることから、同被保険者証の資格取得年月日が正しいとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

また、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録において、申立人を含む健康保険番号の\*番から\*番までの被保険者はいずれも昭和24年3月10日資格取得と記載されている上、社会保険事務所の厚生年金保険の年金手帳記号番号払出簿において、当該事業所の申立人を含む\*番から\*番の被保険者の払出年月日が同年3月16日と記載されていることから、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった時期は、同年3月であると判断され、申立期間において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとは考え難い。

さらに、当該事業所に照会しても、当時の関係書類は保管されていない

ため、申立人の申立期間における勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に資格取得した同僚を含む複数の同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月ごろから22年12月1日まで

私は、昭和21年8月ごろ、A市B区のC駅2階にあった株式会社Dの食堂の事務員として半年ぐらい勤務した後、A市E区Fの株式会社D（現在は、改組して株式会社G）に移り客室係として2、3か月勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Dに照会したところ、申立期間当時、C駅構内で同社H出張店（後に、株式会社DのI営業所）が食堂を営業していたと回答しており、申立人の申立てに係る事業所における勤務状況の記憶は詳細であることから、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間において、同社H出張店に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社DのH出張店は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、株式会社Dに照会しても、当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない。

また、社会保険事務所の保管する株式会社DのH出張店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和22年9月1日であり、申立期間のうち同年8月31日以前の期間については、当該事業所が適用事業所であった事実は確認できないほか、申立人が氏名を記憶している元同僚も、勤務を開始して1年ほど経過してから

厚生年金保険に加入している旨を供述している。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間中に株式会社Dで客室係として2、3か月勤務していたと具体的な勤務状況を主張していることから、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所に照会したところ、当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立人の正確な勤務期間及び勤務実態を確認することはできない。

また、複数の元同僚に照会しても、申立人を記憶している者がいないことから、申立人についての情報を得ることができず、勤務実態を確認することはできなかった。

さらに、株式会社Dに係る社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 34 年 11 月まで

私は、A市B区のC市場にあったD店で働いていたが、社会保険事務所へ照会したところ、厚生年金保険の未加入期間となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するD店は、E協同組合の昭和 34 年の組合名簿及び申立人が氏名を記憶している元同僚の供述から、A市B区のC市場にあったF商店であることが推認できる。

しかし、上記の元同僚は、当該事業所の従業員は3人であった旨供述していることから、当該事業所は厚生年金保険の強制適用事業所としての要件に該当していなかったことがうかがえる上、社会保険庁の記録において、F商店が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、F商店は廃業し、申立期間当時の事業主も既に亡くなっており、当時の賃金台帳等関連資料も保管されていないことから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に断ると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 21 日から 38 年 8 月 14 日まで  
(A株式会社B工場)  
② 昭和 36 年 3 月 23 日から 37 年 8 月 21 日まで  
(A株式会社B工場)  
③ 昭和 37 年 9 月 21 日から 38 年 2 月 1 日まで  
(C工場)  
④ 昭和 38 年 3 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで  
(D株式会社)

A株式会社B工場における厚生年金保険期間が昭和37年8月21日までとする記録は誤りであり、38年8月14日まで勤務していたので記録を訂正してほしい。

また、A株式会社B工場、C工場及びD株式会社における厚生年金保険期間について脱退手当金の支給を受けたとされているが、請求した覚えがない。

なお、社会保険事務所から以前もらった資料では支給された脱退手当金は3万8,000円と記載されていたが、厚生年金保険期間照会に対する回答では2万1,668円と記載されているので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和37年8月21日から38年8月14日までA株式会社(現在は、E株式会社)B工場に勤務していたと主張しているが、



社会保険事務所の保管するC工場に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の資格取得日は37年9月21日、同じくD株式会社に係る被保険者名簿には38年3月1日と記載されており、これらの資格取得日は申立人がA株式会社B工場を退職したと主張している日（昭和38年8月14日）以前であることから、申立人の主張を肯定することはできない。

また、F公共職業安定所の雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書には、申立人がD株式会社の雇用保険被保険者となった年月日は昭和38年1月6日であると確認でき、申立人がA株式会社B工場を退職したと主張している日（昭和38年8月14日）以前であることから、申立人の主張内容は不合理である。

さらに、A株式会社B工場には、申立人の退職届が保管されており、当該届出は昭和37年8月13日付けで退職希望日が同年8月20日と記載されていることが確認できる上、同社に保管されている厚生年金保険被保険者資格喪失届の控えには資格喪失日は同年8月21日と記載されており社会保険庁のオンライン記録と一致する。

このほか、申立期間①に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②、③及び④について、社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、支給対象となる厚生年金保険被保険者期間として、A株式会社B工場、C工場及びD株式会社の記載が有るとともに、「昭和43年2月22日受付、同年4月9日小切手交付済」の押印が確認できる。

また、D株式会社の被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金を支給したことを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年4月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は「社会保険事務所から以前もらった資料には支給された脱退手当金は3万8,000円になっていたが、期間照会後の回答では2万1,668円になっている。」と主張しているが、社会保険事務所には、脱退手当金裁定請求書と同時に提出されたとみられる申立人の昭和42年分退職所得の受給に関する申告書が保管されており、支給額は3万8,000円と記載されていること

から、申立人はこの退職金と脱退手当金を混同しているとも考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 14 日から 46 年 5 月 20 日まで

私は、第三者委員会から訂正不要との通知を受け取った。しかし、脱退手当金裁定請求書の住所欄には昭和 39 年 7 月ごろから住んでいなかった本籍地が記載されている。これは事実と相違しているため、当時の家主と近所の方に証明してもらったので、再度調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、申立期間について、社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書の領収欄には、昭和 46 年 7 月 16 日付けで、申立人の夫が、申立人の委任を受けて代理で受領したことを示す署名及び押印が確認できる。

また、申立人は、申立期間前の A 株式会社及び株式会社 B に勤務していた期間の脱退手当金は受給したが、申立期間の株式会社 B に勤務していた期間については、脱退手当金を受給していないと主張しているが、社会保険事務所に保管されている脱退手当金裁定請求書では、上記のすべての期間について脱退手当金を請求していることが確認できることから、申立期間だけ受給していないとする申立人の主張は不自然である。

さらに、株式会社 B の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 7 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる

事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、社会保険事務所に保管されている裁定請求書に記載されている住所地が事実と相違しているとして、当時の家主から、「昭和 46 年 C 市 D 区 E 町 F 番地に居住されていました。」とする証明が得られたことを理由とする再申立てを受けて、再調査したところ、戸籍の附票において、申立人が同地に居住したのは 48 年 3 月 29 日からであり、申立期間に係る脱退手当金が支給された当時は、本籍地である C 市 D 区 G 町 H 番地に居住していたことが確認できることから、申立人が脱退手当金を受領していないことを裏付ける証言とは認め難い上、同裁定請求書に記載されている住所地は申立人の本籍地であり、現住所地であるか前住所地であるかのみをもっては、脱退手当金の支給自体を疑わせる要素とは考え難いことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月14日から同年12月1日まで  
(A社)  
② 昭和24年12月5日から25年4月28日まで  
(B株式会社)  
③ 昭和25年7月10日から26年11月5日まで  
(C株式会社)  
④ 昭和27年5月27日から32年8月13日まで  
(株式会社D)

私は、昭和34年8月31日から42年8月1日まで勤務していた期間の脱退手当金は確かにもらったが、社会保険庁の記録では、24年4月14日から32年8月13日までの期間の分についても受給したことになっている。私は脱退手当金を2回も受給していないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者台帳記号番号は、申立期間①、③及び④の被保険者台帳記号番号に訂正されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも被保険者台帳記号番号の重複整理が行われたことが記載されていることから、脱退手当金の裁定請求に伴い、被保険者台帳記号番号の重複整理が行われたものとするのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和32年11月13日

に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す支給金額、支給年月日として「14,802 円、32.11.13」等が記載されており、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日等は社会保険庁のオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。